

常滑市緑化推進事業補助金のご案内

1. 補助金の内容について

- あいち森と緑づくり税を財源に民地（個人宅や会社）内の緑化にかかる費用の一部を市が補助する制度です。
- 補助金交付額は交付対象経費の2分の1または緑化面積×補助金交付限度額※1のいずれか低い金額です。
 - ※1 補助金交付限度額
 - ・屋上緑化の場合、30,000円/㎡
 - ・壁面緑化の場合、30,000円/㎡
 - ・駐車場緑化の場合、20,000円/㎡
 - ・空地緑化の場合、15,000円/㎡
 - ・生垣設置の場合、5,000円/m
- 助成対象の樹木の単価上限が決まっています。
 - ・高さ4m未満の場合、60,000円/本
 - ・高さ4m以上の場合、150,000円/本
- 予算の範囲内での補助となります。予算額に達した時点で受付終了です。
- 100,000円≦ 補助金交付額≦5,000,000円とします。
なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

2. 補助の条件

補助受けるには、主に次の条件を満たす必要があります。

種別	基準
申請地	・市街化区域 ・市街化調整区域内の既存集落 申請地から半径300m地内に100戸以上の建築物があることが条件
対象	・緑化対象面積が50㎡以上であること ・生垣を設置する場合、延長15m以上であること
表示板	・表示板（A4）以上を土地または工作物に設置すること 内容：あいち森と緑づくり税の活用事業であることを記載すること
その他	次の各号のいずれかの要件を満たすこと ・道路から展望できること ・不特定の人々が立ち入って見ることができること ・管理者等の了承のもと、必要に応じて立ち入って見ることができること

3. 対象経費

- ・主な対象経費は次のとおりです。
- ・対象外経費及び消費税の取扱い等については、窓口でご相談ください。

項目	対象
植栽	芝や樹木などの植栽材料費 (ただし、個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものを除く)
植栽基盤	客土の搬入や土壌改良に必要な費用
灌水施設	緑化の維持に必要な散水栓・立水栓の設置に係る費用
表示板	表示板の設置に係る費用

4. 緑化計画のフロー

補助の対象になるか以下のフローよりご確認ください。

対象になり申請をされる場合、「5. 手続きフロー」をご確認の上、手続きをお願いします。



<START>

STEP.1

新たに緑化する面積が50㎡以上ありますか？

NO

申し訳ございませんが、
助成対象外です。

YES

STEP.2

申請地は、市街化区域ですか？

NO

半径300m以内に100戸の建築物
がある既存集落ですか？

NO

YES

STEP.3

申請地は、以下の要件をいずれか満たせていますか？

- ・道路から展望できること
- ・不特定の人々が立ち入って見ることができること
- ・管理者等の了解のもと、必要に応じて立ち入って見ることができること

NO

YES

STEP.4

緑化工事は当該年度の2月末までに終わりますか？

NO

申し訳ございませんが、
助成対象外です。

YES

STEP.5

市と県の書類確認後、工事着手できます。書類確認に時間がかかり、
着工までに時間が必要になりますが、問題はないですか？

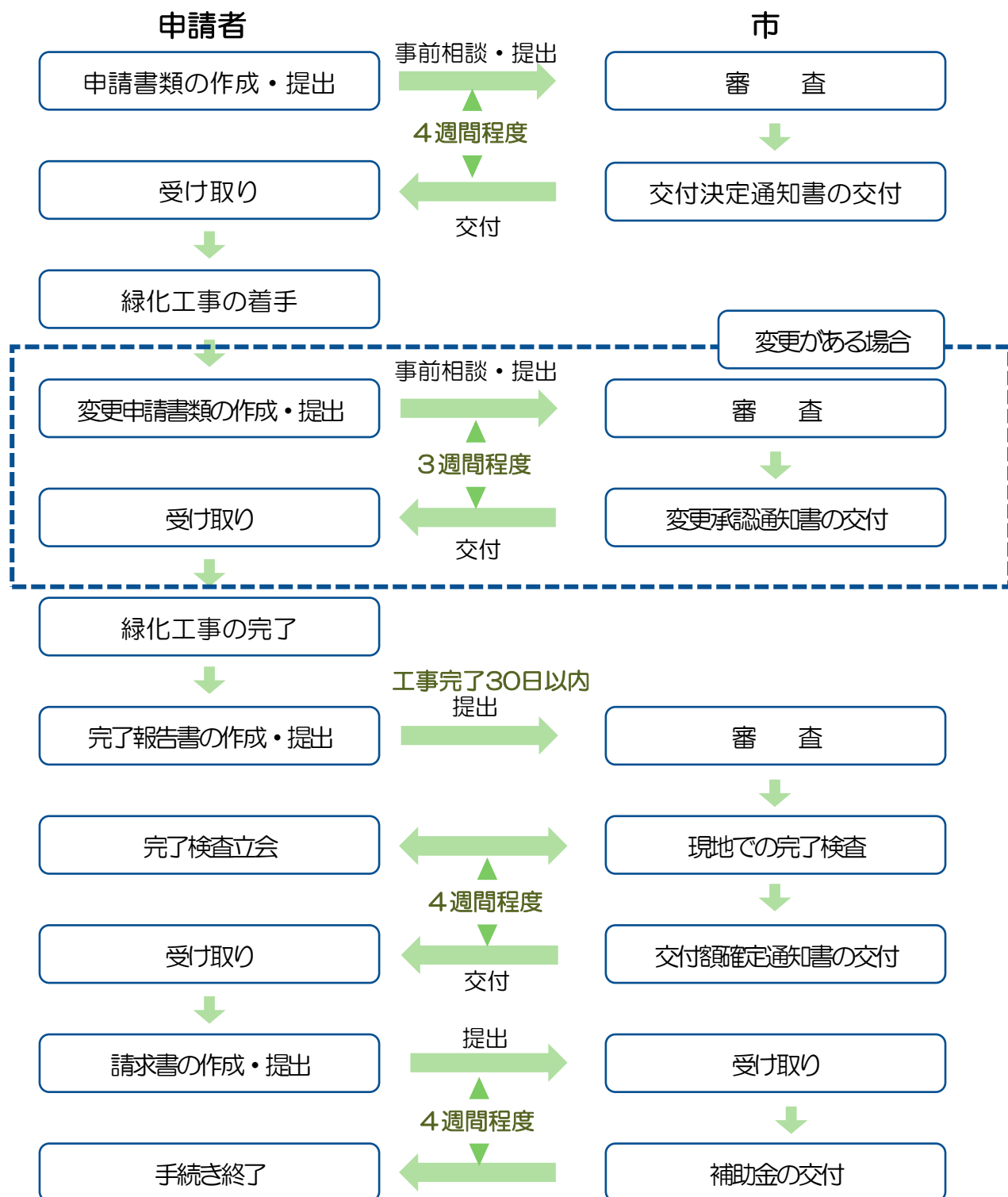
NO

STEP.6

書類を作成し、都市計画課に申請してください。
<窓口：常滑市役所2階10番窓口>

「5.手続きフローへ」進みください>>>

5. 手続きフロー(申請から補助金交付まで)



<GOAL!> 今後、緑化の維持管理をお願いします。



6. 申請書類一覧について

申請書類は、紙媒体（1部）と電子媒体でご提出ください。

必ず申請前に事前相談を行ってください。事前相談がない場合、受付できないことがあります。

- ・紙媒体（1部）：市役所都市計画課（10番窓口）へ持参または郵送
- ・電子媒体：メールにて送付（toshikei@city.tokoname.lg.jp）

▽交付申請時の提出書類

通番	書類名	チェック欄
1	様式第1号 補助金交付申請書	
2	様式第2号 事業計画書	
3	(必要に応じて) 様式第3号 土地又は建物の所有者の承諾書 ※申請者と土地所有者が異なる場合	
4	市税の完納を証明する書類（市税納税証明書）	
5	事業費を証明する書類（見積書等）	
6	事業に係る図面（平面図、緑化構造図、樹種の種類一覧等）	
7	事業場所の位置図（都市計画図）	
8	施行前の現況写真	

▽（該当する場合）変更承認申請

通番	書類名	チェック欄
9	様式第5号 変更承認申請書	
10	変更箇所が分かるもの（図面や見積書等）	

▽実績報告書

通番	書類名	チェック欄
11	様式第7号 実績報告書	
12	様式第8号 事業報告書	
13	様式第10号 事業表示板	
14	事業に係る図面（平面図、緑化構造図、樹種の種類一覧等）	
15	施行前後の写真	
16	補助対象事業に要した経費にかかる領収証の写し	

▽請求書

通番	書類名	チェック欄
17	様式第9号 補助金交付請求書	

7. よくある質問

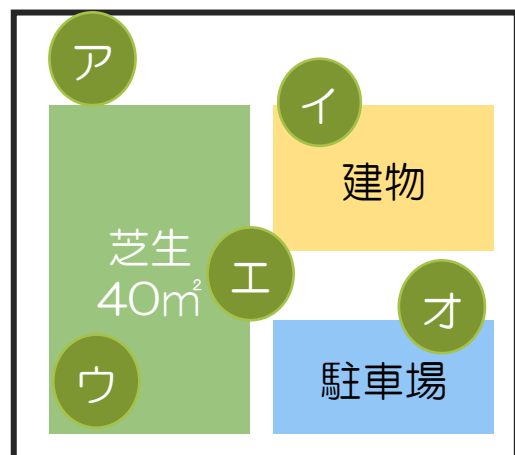
Q1. 樹木の面積はどうやって計算するのか

- A. 都市緑地法施行規則第9条に基づいて計算
樹木の高さに応じて半径を定め、円の面積で計算

樹木の高さ	半径	面積
1m～2.5m	1.1m	3.8㎡
2.5m～4m	1.6m	8.0㎡
4m以上	2.1m	13.8㎡

Q2. 緑化面積とは何か

- A. 芝生・樹木・地被類により緑化された面積の水平投影面積を指す



▽緑化面積

芝生+ア+ (イ×50%) + (エ×50%) + オ

▽算出根拠

①芝生

芝生40㎡分

①アについて

芝生と重複していないため面積全部

②イについて

建物と50%重複しているため50%分のみ計上

③ウについて

芝生と重複しているため計上しない

④エについて

芝生と50%重複しているため50%分のみ計上

⑤オについて

駐車場部分（緑化以外）のため面積全部

Q3. 地被植物を10株植えたいですが、補助対象となるか

- A. 補助対象である
ただし、16株/㎡以上※1の密度で植栽されていないと緑化面積には計上できません
※1 セダム、タマリユウ、ジャノヒゲの場合、36株/㎡以上とする

Q4. 駐車場緑化の場合、車止めは補助対象となるか

- A. 補助対象外である。ただし、駐車場設備ではなく、芝生等の縁切りとして必要な場合、交付対象である

Q5. 法面を緑化したいが補助対象となるか

- A. 補助対象である
ただし、水平投影面積を緑化面積として扱うため、こう配が急な場合、実際の緑化面積よりも計算上少なくなる場合がありますので、一度ご相談ください

Q6. 立水栓は、補助対象となるか

A. 補助対象である。ただし、緑化種別（空地緑化等）毎の㎡あたりの上限金額が定められているため留意すること

Q7. プランターに植栽したいですが、補助対象となるか

A. 補助対象外である。土地に固定されているものが対象

Q8. 土壌改良が必要ですが、補助対象となるか

A. 補助対象であり。ただし、土壌改良する箇所がわかる図面が必要

Q9. 樹木によって上限単価は決まっているのか

A. 樹木毎の上限単価は設けていないが、樹高によって単価を設けています。
・樹高4.0m未満の樹木は6万円／本が上限
・樹高4.0m以上の樹木は15万円／本が上限

Q10. 表示板は、ラミネート等簡易なものでもよいか

A. 不可。対候性、耐久性があるものを建築物または工作物に設置すること
ただし、高価なもの（5万円以上）は不可

Q11. 法律上規定のある緑化義務面積に対しても補助の対象か

A. 補助対象外である。
ただし、義務の範囲以上を緑化する場合は補助対象となる

Q12. 他自治体より転入予定だが、市税の完納証明書類は必要か

A. 前住所地での市税の完納証明書を提出してもらう

Q13. 見積書は、補助対象外経費を含んでいてもよいか

A. 補助対象経費のものの見積書を提出すること

Q14. 年度をまたぐ緑化工事を予定しているが、補助対象となるか

A. 補助対象外である。
補助を希望する場合、当該年度の2月末で完了できるよう調整してください

Q15. 土地の所有者と緑化の申請が異なる場合も申請可能か

A. 申請可能である
ただし、土地所有者の承諾書（様式第3号）が必要となる

ご不明点があれば、
都市計画課にご相談ください。

